

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

## 原告準備書面58

令和7年1月21日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

## 被告準備書面（４４）に対する認否及び反論

### 第１ 認否

１（１）記載の法が存在することは認め、新規制基準と呼ばれる用語が存在し、原子力規制委員会が概ね被告主張の呼称としてこれを使用していることは認め、審査ガイドの取り扱いを含めその余は不知。

（２）不知。なお、被告の内心の発露および意見であり、本来認否するに及ばない事項である。

２（１）記載の法改正および原子力規制委員会が既設の発電用原子炉施設の原子炉運転再開にあたって、新規制基準適合性審査を行っていることについては認め、その余は不知。

（２）ア 記載の許可申請が行われ、記載の審査および許可がなされたことは認め、その余は不知。なお、被告主張の浜岡原発１，２号機については、先行訴訟において司法審査の対象であり、かつ被告に不利な状況にあったところ、唐突に国に対して廃炉を申請したものである。

イ 被告主張の年月日において東北地方太平洋沖地震が発生し、これにより福島第一原子力発電所事故が発生したこと、および経産大臣が指示を行ったこと、および内閣総理大臣が本件原子力発電所の運転停止を要請し、被告がこれを受け入れて運転停止していることは認めその余は不知。なお、内閣総理大臣が、２０１１年当時全国に５４基存在した原発のうち、本件原発についてのみ、超法規的に運転停止要請を行ったのは、立地上、特段の危険性が本件原発には存在することを国が認めていたからである。

ウ 被告が本件原子力発電所の再稼働を行うにあたっては原子力規制委員会により新規性基準適合性が確認される必要があること、および被告が３，４号機についてはこの申請を行っていること、

5号機については行っていないことについては認め、その余は不知。なお、5号機について被告が申請すら行えずにいるのは、5号機においては2009年の駿河湾地震において、被告が予期せぬ大きさの地震動が記録されたこと、2011年に原子炉冷却設備である主復水器細管損傷により系統内に海水が混入したため、海水が混入した設備に多大な塩害による腐食被害が生じ、その安全性について多大な問題があるからに他ならない。

エ 否認する。原子炉は運転停止していても、常に核燃料棒を冷却し続けなければ再臨界に至って福島第一原子力発電所事故と同様の重大な事故を起こすことは十分にあり得るところであり、重大事故が起きていないのは、本件原発の立地において発災が予測されている南海トラフ巨大地震などの自然災害が幸運にも未だ生じていないからに過ぎない。

被告主張の判例については後記第2にて述べる。

## 第2 2 (2) エ記載の裁判例に基づく主張に対する反論

司法審査と行政上の審査は別であり、三権分立の憲法のもと、行政上の審査に司法審査が拘束される関係にはない。特に、原子力発電所における事故が広範な地域の住民の生活を破壊し、また生命身体の危険にかかわるところからすれば、憲法13条に基づく幸福追求権からしても司法審査が行政上の審査に劣後することはあり得ない。

また、原子力規制委員会の審査は、裁判におけるような対立構造にはない。また、そもそもは経済産業省の外局であった資源エネルギー庁に設置されたという沿革にあり、その審査にあたる委員も政府により選任されることからすれば、政治的目的もしくは都合により委員の人選が左右されることは否めず、その結論が必ずしも中立かつ国民の利益に資するものとなる担保もない。

原子力規制委員会が専門的な見地から審査を行うこと自体を否定するものではないが、原子力発電所の事故が、国民の生命、身体および財産に多大かつ直接的な影響を及ぼすことは、福島第一原子力発電所事故からも明らかであることから、これとは別に、その安全性につき、中立公正な見地から独立性が高く、かつ対立構造にある当事者間の主張立証を経て審査される司法権の行使の対象とすべきことは当然である。

以上